

中学生・高校生用モバイルSuica通学定期券ご購入者さま向け自転車保険*のご案内

※正式名称は団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約)です。

保険期間:通学定期券購入日から2024年9月30日(月)まで

被保険者はモバイルSuica通学定期券(中学生・高校生用)の利用者本人

自転車事故や日常生活の事故で相手に損害を与えてしまった場合に賠償金などを補償

国内事故

保険金額3億円

事故にあわれた場合、保険金をお支払いする場合・しない場合をご確認いただき、保険金のご請求をしてください。

保険金の種類

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

<p>日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約</p>	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人のみとなります。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額*(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
--------------------------------	--	--	---

【事故事例】

① 自転車に乗った少年と歩行中の女性が正面衝突。
(神戸地裁2013年7月4日判決)

賠償額 約9,500万円



② キャッチボールをしていたら、他人にボールが当たり死亡させてしまった。
(仙台地裁2005年2月17日判決)

賠償額 約6,000万円



③ キャリーバッグをひいたら、通行人に接触しケガをさせてしまった。
(東京地裁2015年4月24日判決)

賠償額 約103万円



④ 犬の散歩中、犬が飛び出し通行人にケガをさせてしまった。
(大阪地裁2018年3月23日判決)

賠償額 約1,284万円



※事故状況によっては保険金が支払われない場合もございます。

【事故が起こったときの保険金請求方法】

● 以下のいずれかの方法で、JR東日本商事まで事故概要をご連絡ください。

① インターネットからの受付 <https://forms.office.com/r/gepVBFAYuN>

② 二次元コードからの受付



事故連絡フォーム
に入力し送信して
ください



● 対象者を確認後、三井住友海上からお客さまへ保険金請求書類等を送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

● お手続き完了後、三井住友海上から保険金をお支払いいたします。

※事故が起こった場合、遅滞なく事故受付フォームにてご回答ください。ご連絡が遅れた場合、それによって三井住友海上社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります

※保険金を請求いただく際には三井住友海上社所定の保険金請求書や事故内容報告書、また損害または費用の発生を確認する書類及びその他これらに類する書類等が必要になります。

※調査などで日数がかかる場合もあります。その場合は、請求者様に連絡いたします。

取扱
代理店

株式会社 JR 東日本商事
(JR東日本グループ保険サービス)
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 SOUTHGATE 新宿3F

引受保険
会社

三井住友海上火災保険株式会社
企業営業第三部 第四課
〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1